

○4巡目大学評価基準・分析項目と3巡目大学評価分析項目との対応表

| 4巡目大学評価基準 | 4巡目大学評価分析項目 | 3巡目大学評価分析項目 | 備考 |
|--|--|--|----------------|
| 領域1 教育研究上の基本組織等に関する基準 | | | |
| 基準1-1 教育研究上の基本組織が、大学等の目的に照らして適切に構成されていること | (分析項目1-1-1) 学部及びその学科並びに研究科及びその専攻の構成(学部、学科以外の基本的組織を設置している場合は、その構成)が、大学及びそれぞれの組織の目的を達成する上で適切なものとなっていること | (分析項目1-1-1) 学部及びその学科並びに研究科及びその専攻の構成(学部、学科以外の基本的組織を設置している場合は、その構成)が、大学及びそれぞれの組織の目的を達成する上で適切なものとなっていること | |
| 基準1-2 教育研究活動等の展開に必要な教職員が適切に配置され機能していること | (分析項目1-2-1) 大学設置基準等各設置基準に照らして、必要な人数の教職員が配置されていること | (分析項目1-2-1) 大学設置基準等各設置基準に照らして、必要な人数の教職員を配置していること | |
| | (分析項目1-2-2) 教職員の年齢及び性別の構成が、著しく偏っていないこと | (分析項目1-2-2) 教職員の年齢及び性別の構成が、著しく偏っていないこと | |
| | (分析項目1-2-3) 大学の管理運営のための組織が、適切な規模と機能を有していること | (分析項目3-2-1) 大学の管理運営のための組織が、適切な規模と機能を有していること | 領域3の旧基準3-2から移動 |
| | (分析項目1-2-4) 大学運営に必要な業務のための組織が、適切な規模と機能を有していること | (分析項目3-3-1) 管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること | 領域3の旧基準3-3から移動 |
| | (分析項目1-2-5) 教員と事務職員等とが適切な役割分担の下、必要な連携体制を確保していること | (分析項目3-4-1) 教員と事務職員等とが適切な役割分担の下、必要な連携体制を確保していること | 領域3の旧基準3-4から移動 |
| | (分析項目1-2-6) 管理運営に従事する教職員の能力の質の向上に寄与するため、スタッフ・ディベロップメント(SD)を実施していること | (分析項目3-4-2) 管理運営に従事する教職員の能力の質の向上に寄与するため、スタッフ・ディベロップメント(SD)を実施していること | 領域3の旧基準3-4から移動 |
| 基準1-3 教育研究上の基本組織に、教育研究活動等の実施及び審議に必要な体制が適切に整備され機能していること | (分析項目1-3-1) 教職員の組織的な役割分担の下で、教育研究に係る責任の所在が明確になっていること | (分析項目1-3-1) 教職員の組織的な役割分担の下で、教育研究に係る責任の所在が明確になっていること | |
| | (分析項目1-3-2) 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っていること | (分析項目1-3-2) 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っていること | |
| | 分析項目1-3-3 教育研究活動について、 <u>全学的見地から</u> 審議し又は実施する組織が機能していること | 分析項目1-3-3 <u>全学的見地から</u> 、学長若しくは副学長の下で教育研究活動について審議し又は実施する組織が機能していること | |
| 領域2 内部質保証に関する基準 | | | |
| 基準2-1 【重点評価項目】内部質保証に係る体制が明確に規定されていること | (分析項目2-1-1) 大学等の教育研究活動等の質及び学生の学習成果の水準について、継続的に維持、向上を図ることを目的とした全学的な体制(以下「機関別内部質保証体制」という。)を整備していること | (分析項目2-1-1) 大学等の教育研究活動等の質及び学生の学習成果の水準について、継続的に維持、向上を図ることを目的とした全学的な体制(以下「機関別内部質保証体制」という。)を整備していること | |
| | (分析項目2-1-2) それぞれの教育研究上の基本組織が、教育課程について責任をもつように質保証の体制が整備されていること | (分析項目2-1-2) それぞれの教育研究上の基本組織が、教育課程について責任をもつように質保証の体制が整備されていること | |
| | (分析項目2-1-3) 施設及び設備、学生支援並びに学生受入に関して質保証について責任をもつ体制を整備していること | (分析項目2-1-3) 施設及び設備、学生支援並びに学生の受入に関して質保証について責任をもつ体制を整備していること | |

| | | | |
|---|--|---|------------------------|
| | 《削除》 | (分析項目2-1-4) 研究活動、地域貢献活動又は教育の国際化の組織的取組が行われている場合には、その質保証について責任をもつ体制を整備していること（より望ましい取組として分析） | 分析項目2-1-4は廃止 |
| 基準2-2 【重点評価項目】 内部質保証のための手順が明確に規定されていること | 《分析項目2-2-2に統合》 | (分析項目2-2-1) それぞれの教育課程について、以下の事項を機関別内部質保証体制が確認する手順を有していること (1) 学位授与方針が大学等の目的に則して定められていること (2) 教育課程方針が大学等の目的及び学位授与方針と整合性をもって定められていること (3) 学習成果の達成が授与する学位に相応しい水準になっていること | 分析項目2-2-1は分析項目2-2-2に統合 |
| | (分析項目2-2-1) 教育課程ごとの点検・評価において、 <u>学位授与方針、教育課程方針をはじめとする領域6の各基準に照らした判断を行う手順が具体的に定められていること</u> | (分析項目2-2-2) 教育課程ごとの点検・評価において、領域6の各基準に照らした判断を行うことが定められていること | |
| | (分析項目2-2-2) 施設及び設備、学生支援並びに学生受入に関して行う自己点検・評価の方法が明確に定められていること | (分析項目2-2-3) 施設及び設備、学生支援、学生の受入に関して行う自己点検・評価の方法が明確に定められていること | |
| | (分析項目2-2-3) 機関別内部質保証体制において、関係者（学生、卒業（修了）生、卒業（修了）生の主な雇用者等）から意見を聴取する仕組みを設けていること | (分析項目2-2-4) 機関別内部質保証体制において、関係者（学生、卒業（修了）生、卒業（修了）生の主な雇用者等）から意見を聴取する仕組みを設けていること | |
| | (分析項目2-2-4) 機関別内部質保証体制において、以下の点が定められていること (1) 共有、確認された自己点検・評価結果を踏まえた対応措置について検討、立案、提案する手順 (2) 承認された計画を実施する手順 (3) 決定した計画の進捗を確認するとともに、その進捗状況に応じた必要な対処方法について決定する手順 | (分析項目2-2-5) 機関別内部質保証体制において共有、確認された自己点検・評価結果（設置計画履行状況等調査において付される意見等、監事、会計監査人からの意見、外部者による意見及び当該自己点検・評価を基に受審した第三者評価の結果を含む。）を踏まえた対応措置について検討、立案、提案する手順が定められていること | |
| | 《分析項目2-2-5に統合》 | (分析項目2-2-6) 機関別内部質保証体制において承認された計画を実施する手順が定められていること | 分析項目2-2-6は分析項目2-2-5に統合 |
| | 《分析項目2-2-5に統合》 | (分析項目2-2-7) 機関別内部質保証体制において、その決定した計画の進捗を確認するとともに、その進捗状況に応じた必要な対処方法について決定する手順が定められていること | 分析項目2-2-7は分析項目2-2-5に統合 |
| 基準2-3 【重点評価項目】 内部質保証が有効に機能していること | (分析項目2-3-1) 自己点検・評価の結果を踏まえて決定された対応措置の実施計画に対して、計画された取組が成果を上げていること、又は計画された取組の進捗が確認されていること、あるいは、取組の計画に着手していることが確認されていること また、内部質保証体制に基づく自己点検・評価や対応措置の実施などの手順について検証していること | (分析項目2-3-1) 自己点検・評価の結果を踏まえて決定された対応措置の実施計画に対して、計画された取組が成果を上げていること、又は計画された取組の進捗が確認されていること、あるいは、取組の計画に着手していることが確認されていること | |
| | 《削除》 | (分析項目2-3-2) 機関別内部質保証体制の中で、点検に必要な情報を体系的、継続的に収集、分析する取組を組織的に行っており、その取組が効果的に機能していること（より望ましい取組として分析） | 分析項目2-3-2は廃止 |

| | | | |
|--|---|---|--|
| | 《削除》 | (分析項目2-3-3) 機関別内部質保証体制の中で、学生・卒業生を含む関係者からの意見を体系的、継続的に収集、分析する取組を組織的に行っており、その意見を反映した取組を行っていること（より望ましい取組として分析） | 分析項目2-3-3は廃止 |
| | 《削除》 | (分析項目2-3-4) 質保証を行うに相応しい第三者による検証、助言を受け、内部質保証に対する社会的信頼が一層向上している状況にあること（より望ましい取組として分析） | 分析項目2-3-4は廃止 |
| | 《分析項目2-3-1に統合》 | (分析項目2-4-1) 学部又は研究科その他教育研究上の組織の新設・改廃等の重要な見直しを行うにあたり、機関別内部質保証体制で当該見直しに関する検証を行う仕組みを有していること | 旧基準2-4を基準2-3に統合、 分析項目2-4-1は分析項目2-3-1に統合 |
| 基準2-4 組織的に、教員の質及び教育研究活動を支援又は補助する者の質を確保し、さらにその維持、向上を図っていること | (分析項目2-4-1) 教員の採用及び昇格等にあたって、教育上、研究上又は実務上の知識、能力及び実績に関する判断の方法等を明確に定め、実際にその方法によって採用、昇格させていること | (分析項目2-5-1) 教員の採用及び昇格等にあたって、教育上、研究上又は実務上の知識、能力及び実績に関する判断の方法等を明確に定め、実際にその方法によって採用、昇格させていること | 旧基準2-4を基準2-3に統合し、旧基準2-5の分析項目から移動 |
| | (分析項目2-4-2) 教員の教育活動、研究活動及びその他の活動に関する評価を継続的に実施していること | (分析項目2-5-2) 教員の教育活動、研究活動及びその他の活動に関する評価を継続的に実施していること | 旧基準2-4を基準2-3に統合し、旧基準2-5の分析項目から移動 |
| | (分析項目2-4-3) 評価の結果、把握された事項に対して評価の目的に則した取組を行っていること | (分析項目2-5-3) 評価の結果、把握された事項に対して評価の目的に則した取組を行っていること | 旧基準2-4を基準2-3に統合し、旧基準2-5の分析項目から移動 |
| | (分析項目2-4-4) 授業の内容及び方法の改善を図るためのファカルティ・ディベロップメント（FD）を組織的に実施していること | (分析項目2-5-4) 授業の内容及び方法の改善を図るためのファカルティ・ディベロップメント（FD）を組織的に実施していること | 旧基準2-4を基準2-3に統合し、旧基準2-5の分析項目から移動 |
| | (分析項目2-4-5) 教育活動を展開するために必要な指導補助者等が、配置され適切に活用されていること | (分析項目2-5-5) 教育活動を展開するために必要な <u>教育支援者や指導補助者（教育補助者）</u> が配置され、 <u>それらの者が適切に活用されていること</u> | 旧基準2-4を基準2-3に統合し、旧基準2-5の分析項目から移動 |
| | (分析項目2-4-6) 教育活動を展開するために必要な指導補助者等が担当する業務に応じて、研修の実施など必要な質の維持、向上を図る取組を組織的に実施していること | (分析項目2-5-6) 教育活動を展開するために必要な <u>教育支援者や指導補助者（教育補助者）</u> が担当する業務に応じて、研修の実施など必要な質の維持、向上を図る取組を組織的に実施していること | 旧基準2-4を基準2-3に統合し、旧基準2-5の分析項目から移動 |
| 領域3 財務運営及び情報の公表に関する基準 | | | |
| 基準3-1 財務運営が大学等の目的に照らして適切であること | (分析項目3-1-1) 大学等の目的に照らして財務運営が行われていること | (分析項目3-1-1) 毎年度、財務諸表等について法令等に基づき必要な手続きを経ていること | |
| | 《分析項目3-1-1に統合》 | (分析項目3-1-2) 教育研究活動に必要な予算を配分し、経費を執行していること | 分析番号3-1-2は廃止、分析番号3-1-1に統合 |
| | 《分析項目1-2-3に変更》 | (分析項目3-2-1) 大学の管理運営のための組織が、適切な規模と機能を有していること | 領域1の新基準1-2へ移動 |
| | 《分析項目3-2-2に変更》 | (分析項目3-2-2) 法令遵守に係る取組及び危機管理に係る取組のための体制が整備されていること | 領域3の新基準3-2へ移動 |
| | 《削除》 | (分析項目3-2-3) 研究の実施に関して高等教育機関として相応しい規程、方針等が整備され、優れた成果を上げていること（より望ましい取組として分析） | 分析項目3-2-3は廃止 |

| | | | |
|---|--|--|------------------------------|
| | 《分析項目1-2-4に変更》 | (分析項目3-3-1) 管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること | 領域1の新基準1-2へ移動 |
| | 《削除》 | (分析項目3-3-2) 教育の国際化を推進する組織を有する場合は、当該組織が優れた機能を有し、成果を上げていること（より望ましい取組として分析） | 分析項目3-3-2は廃止 |
| | 《分析項目1-2-5に変更》 | (分析項目3-4-1) 教員と事務職員等とが適切な役割分担の下、必要な連携体制を確保していること | 領域1の新基準1-2へ移動 |
| | 《分析項目1-2-6に変更》 | (分析項目3-4-2) 管理運営に従事する教職員の能力の質の向上に寄与するため、スタッフ・ディベロップメント(SD)を実施していること | 領域1の新基準1-2へ移動 |
| | 《削除》 | (分析項目3-5-1) 監事が適切な役割を果たしていること | 旧基準3-5は廃止 |
| | 《削除》 | (分析項目3-5-2) 法令の定めに従って、会計監査人による監査が実施されていること | 旧基準3-5は廃止 |
| 基準3-2 大学の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること | (分析項目3-2-1) 法令等の定めに従って、教育研究活動等に関する事項を公表していること | (分析項目3-6-1) 法令等が公表を求める事項を公表していること | 旧基準3-5の廃止により、旧基準3-6の分析項目から移動 |
| | (分析項目3-2-2) 法令遵守に係る取組及び危機管理に係る取組のための体制が整備されていること | (分析項目3-2-2) 法令遵守に係る取組及び危機管理に係る取組のための体制が整備されていること | 領域3の旧基準3-2から移動 |
| 領域4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準 | | | |
| 基準4-1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること | (分析項目4-1-1) 教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備を法令に基づき整備していること | (分析項目4-1-1) 教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備を法令に基づき整備していること | |
| | (分析項目4-1-2) 法令が定める <u>附属施設</u> 、 <u>実習施設</u> 等が設置されていること | (分析項目4-1-2) 法令が定める実習施設等が設置されていること | |
| | (分析項目4-1-3) 施設・設備における安全性について、配慮していること | (分析項目4-1-3) 施設・設備における安全性について、配慮していること | |
| | (分析項目4-1-4) 教育研究活動を展開する上で必要な <u>情報環境</u> を整備し、それが有効に活用されていること | (分析項目4-1-4) 教育研究活動を展開する上で必要な <u>ICT環境</u> を整備し、それが有効に活用されていること | |
| | (分析項目4-1-5) 大学組織の一部としての図書館において、教育研究上必要な資料を利用可能な状態に整備し、有効に活用されていること | (分析項目4-1-5) 大学組織の一部としての図書館において、教育研究上必要な資料を利用可能な状態に整備し、有効に活用されていること | |
| | (分析項目4-1-6) 自習室、グループ討議室、情報機器室、教室・教育設備等の授業時間外使用等による自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていること | (分析項目4-1-6) 自習室、グループ討議室、情報機器室、教室・教育設備等の授業時間外使用等による自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていること | |
| | 《削除》 | (分析項目4-1-7) 研究成果を継続的に生み出すための研究環境が十分に整備され、効果的に利用されていること（より望ましい取組として分析） | 分析項目4-1-7は廃止 |

| | | | |
|---|--|---|--------------|
| | 《削除》 | (分析項目4-1-8) 教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が、社会からの期待に対応して行う活動(例えば、公開講座・履修、大学図書館の一般市民利用、技術相談、学習機会としての社会貢献活動)に効果的に利用されていること(より望ましい取組として分析) | 分析項目4-1-8は廃止 |
| 基準4-2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること | (分析項目4-2-1) 学生の生活、健康、就職等進路に関する相談・助言体制及び各種ハラスメント等に関する相談・助言体制を整備していること | (分析項目4-2-1) 学生の生活、健康、就職等進路に関する相談・助言体制及び各種ハラスメント等に関する相談・助言体制を整備していること | |
| | (分析項目4-2-2) 学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう、必要な支援を行っていること | (分析項目4-2-2) 学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう、必要な支援を行っていること | |
| | (分析項目4-2-3) 留学生への生活支援等を行う体制を整備し、必要に応じて生活支援等を行っていること | (分析項目4-2-3) 留学生への生活支援等を行う体制を整備し、必要に応じて生活支援等を行っていること | |
| | (分析項目4-2-4) 障害のある学生その他特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を行う体制を整備し、必要に応じて生活支援等を行っていること | (分析項目4-2-4) 障害のある学生その他特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を行う体制を整備し、必要に応じて生活支援等を行っていること | |
| | (分析項目4-2-5) 学生に対する経済面での援助を行っていること | (分析項目4-2-5) 学生に対する経済面での援助を行っていること | |
| 領域5 学生の受入に関する基準 | | | |
| 基準5-1 学生受入方針が明確に定められていること | (分析項目5-1-1) 学生受入方針において、「求める学生像」及び「入学者選抜の基本方針」の双方を明示していること | (分析項目5-1-1) 学生受入方針において、「求める学生像」及び「入学者選抜の基本方針」の双方を明示していること | |
| 基準5-2 学生の受入が適切に実施されていること | (分析項目5-2-1) 学生受入方針に沿って、受入方法を採用しており、実施体制により公正に実施していること | (分析項目5-2-1) 学生受入方針に沿って、受入方法を採用しており、実施体制により公正に実施していること | |
| | (分析項目5-2-2) 学生受入方針に沿った <u>入学者選抜、及び学生の受入状況</u> を検証するための取組を行っていること | (分析項目5-2-2) 学生受入方針に沿った学生の受入が <u>実際に行われているかどうか</u> を検証するための取組を行っており、その結果を入学者選抜の改善に役立てていること | |
| 基準5-3 実入学者数が入学定員に対して適正な数となっていること | (分析項目5-3-1) 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないこと | (分析項目5-3-1) 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないこと | |
| 領域6 教育課程と学習成果に関する基準 | | | |
| 基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること | (分析項目6-1-1) 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること | (分析項目6-1-1) 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること | |
| 基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること | (分析項目6-2-1) 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること | (分析項目6-2-1) 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること | |
| | (分析項目6-2-2) 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること | (分析項目6-2-2) 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること | |

| | | | |
|---|---|---|----|
| 基準 6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること | (分析項目 6-3-1) 教育課程の編成が、体系的を有していること | (分析項目 6-3-1) 教育課程の編成が、体系的を有していること | |
| | (分析項目 6-3-2) 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること | (分析項目 6-3-2) 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること | |
| | (分析項目 6-3-3) 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合は、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること | (分析項目 6-3-3) 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合は、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること | |
| | (分析項目 6-3-4) 大学院課程（専門職学位課程を除く。）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む。）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という。）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること | (分析項目 6-3-4) 大学院課程（専門職学位課程を除く。）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む。）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という。）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること | |
| | (分析項目 6-3-5) 専門職大学院又は専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること | (分析項目 6-3-5) 専門職大学院又は専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること | |
| | (分析項目 6-3-6) 連携開設科目がある場合は、法令に則して、教育課程が編成されていること | 《新設》 | 新設 |
| | (分析項目 6-3-7) 連携法曹基礎課程を設置している <u>学士課程がある</u> 場合は、法令に則して、教育課程が編成されていること | (分析項目 6-3-6) 連携法曹基礎課程を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されていること | |
| 基準 6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること | (分析項目 6-4-1) 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること | (分析項目 6-4-1) 1年間の授業を行う期間が原則として 35 週にわたるものとなっていること | |
| | (分析項目 6-4-2) 各科目の授業が <u>十分な教育効果を上げることができるよう、8週、10週、15週、その他の大学が定める適切な期間を単位として行っていること</u> | (分析項目 6-4-2) 各科目の授業期間が 10 週又は 15 週にわたるものとなっていること。 <u>なお、10週又は 15 週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10 週又は 15 週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果を上げていること</u> | |
| | (分析項目 6-4-3) 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること | (分析項目 6-4-3) 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること | |
| | (分析項目 6-4-4) 教育課程上主要と認める授業科目は、原則として <u>基幹教員（大学院課程の場合は専任教員）</u> が担当していること | (分析項目 6-4-4) 教育上主要と認める授業科目は、原則として <u>専任の教授・准教授</u> が担当していること | |
| | (分析項目 6-4-5) 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度（CAP 制度）を設けていること | (分析項目 6-4-5) 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度（CAP 制度）を設けていること | |

| | | | |
|--|---|--|------------------------|
| | (分析項目6-4-6) 大学院において教育方法の特例(大学院設置基準第14条)の取組を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること | (分析項目6-4-6) 大学院において教育方法の特例(大学院設置基準第14条)の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること | |
| | 《分析項目4-1-2に統合》 | (分析項目6-4-7) 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること | 分析項目6-4-7は分析項目4-1-2に統合 |
| | 《分析項目4-1-2に統合》 | (分析項目6-4-8) 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること | 分析項目6-4-8は分析項目4-1-2に統合 |
| | (分析項目6-4-7) 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること | (分析項目6-4-9) 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること | |
| | (分析項目6-4-8) 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業(スクーリングを含む。)若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること | (分析項目6-4-10) 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業(スクーリングを含む。)若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること | |
| | (分析項目6-4-9) 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること | (分析項目6-4-11) 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること | |
| 基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること | (分析項目6-5-1) 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること | (分析項目6-5-1) 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること | |
| | (分析項目6-5-2) 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること | (分析項目6-5-2) 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること | |
| | (分析項目6-5-3) 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること | (分析項目6-5-3) 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること | |
| | (分析項目6-5-4) 障害のある学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援及び留学生に対する学習支援を行う体制を整えていること | (分析項目6-5-4) 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること | |
| | 《削除》 | (分析項目6-5-5) 正規学生が海外で学習する機会を提供し、有効に活用されていること(より望ましい取組として分析) | 分析項目6-5-5は廃止 |
| 基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること | (分析項目6-6-1) 学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、成績評価基準を組織として策定していること | (分析項目6-6-1) 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること | |
| | (分析項目6-6-2) 成績評価基準を学生に周知していること | (分析項目6-6-2) 成績評価基準を学生に周知していること | |
| | (分析項目6-6-3) 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること | (分析項目6-6-3) 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること | |
| | (分析項目6-6-4) 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること | (分析項目6-6-4) 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること | |

| | | | |
|--|---|---|--|
| 基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業（修了）判定が実施されていること | (分析項目6-7-1) 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること | (分析項目6-7-1) 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること | |
| | (分析項目6-7-2) 大学院課程においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む。）の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文評価基準」という。）を組織として策定していること | (分析項目6-7-2) 大学院課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文評価基準」という。）を組織として策定していること | |
| | (分析項目6-7-3) 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む。）を学生に周知していること | (分析項目6-7-3) 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む。）を学生に周知していること | |
| | (分析項目6-7-4) 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む。）に則して組織的に実施していること | (分析項目6-7-4) 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む。）に則して組織的に実施していること | |
| | (分析項目6-7-5) 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること | (分析項目6-7-5) 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること | |
| 基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること | (分析項目6-8-1) 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること | (分析項目6-8-1) 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること | |
| | (分析項目6-8-2) 就職及び進学の様子が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること | (分析項目6-8-2) 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学の様子が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること | |
| | 《分析項目2-2-3、2-3-1に内包》 | (分析項目6-8-3) 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること | 分析項目2-2-3により意見聴取の手順、分析項目3-3-1により聴取結果による改善を確認 |
| | 《分析項目2-2-3、2-3-1に内包》 | (分析項目6-8-4) 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること | 分析項目2-2-3により意見聴取の手順、分析項目3-3-1により聴取結果による改善を確認 |
| | 《分析項目2-2-3、2-3-1に内包》 | (分析項目6-8-5) 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること | 分析項目2-2-3により意見聴取の手順、分析項目3-3-1により聴取結果による改善を確認 |
| | 《削除》 | (分析項目6-8-6) 教育の国際化の優れた取組により、その取組の目的に則した学習成果の向上が図られていること（より望ましい取組として分析） | 分析項目6-8-6は廃止 |